

平成 23 年 3 月 18 日

健康局結核感染症課

(担当・内線) 課長 亀井(内線 2370)

室長 中嶋(内線 2389)

課長補佐 原田(内線 2378)

(夜間・直通) 03 (3595) 2257

報道関係者 各位

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の開催 (持ち回り審議) について

<新型インフルエンザ (A/H1N1) の取扱い等>

別添のとおり、持ち回り審議により厚生科学審議会感染症分科会感染症部会が開催されましたので、情報提供いたします。

本部会は、本年3月14日に開催が予定されていましたが、今般の東北地方太平洋沖地震の発生を受けて開催が中止されたため、持ち回り審議により開催されることとなったものです。

本部会での了承を受けて、厚生労働省では、平成21年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) について、本年3月31日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行い、通常の季節性インフルエンザ対策に移行する予定としております。

第9回厚生科学審議会感染症分科会感染症部会議事概要

- 1 審議開始日 平成23年3月15日(火)
- 2 議決日 平成23年3月18日(金)
- 3 方法 持ち回り審議による。
- 4 委員 青木節子、味澤篤、岡部信彦、小野寺昭一、北村邦夫、木村哲、倉田毅、相楽裕子、澁谷いづみ、東海林文夫、菅沼安嬉子、高橋滋、竹内勤、丹野瑳喜子、林紀夫、廣田良夫、深山牧子、古木哲夫、保坂シゲリ、蒔田恵子、南砂、山川洋一郎、吉川泰弘、渡邊治雄(敬称略)
- 5 議題
 - (1) 新型インフルエンザ(A/H1N1)の取扱いについて(資料1)
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランスについて(資料2)
- 6 審議結果
 - (1) 新型インフルエンザ(A/H1N1)の取扱いについて
以下の二点について了承された。
 - ① 新型インフルエンザ(A/H1N1)について、今年度末(3月31日)をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行い、通常の季節性インフルエンザ対策に移行すること
 - ② 上記公表後、季節性インフルエンザとして取り扱うことになるインフルエンザの名称を「インフルエンザ(H1N1)2009」とすること
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランスについて
新型インフルエンザ対策として実施してきた「重症サーベイランス」について、今後、季節性インフルエンザ対策として、報告方法及び内容を見直し、「入院サーベイランス」として実施することとし、基幹定点医療機関(注)からの報告対象として制度的に位置づけることについて、了承された。

(注) 都道府県が指定。内科及び外科の診療科を持つ300床以上の病院を、2次医療圏毎に1ヶ所以上指定しており、全国に約500ヶ所ある。